

さくら市国際交流協会規約

(名 称)

第1条 この会は、さくら市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協会は、市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、国境を越えて人々のもつ文化・考え方を知り、お互いに尊重しあい、相互理解を深めると共に、国際社会に対応しうる人づくり及び地域づくりに貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 国際交流を目的とする事業の計画及び実施
- (2) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (3) 国際交流に関する意識の啓発及び普及
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

(会 員)

第4条 協会の会員は、第2条の目的に賛同するもので構成する。

(役 員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

- 2 会長、副会長は、会員の中から理事会で推薦し、総会において承認を得る。
- 3 理事、監事は、会員、学識経験者又は別紙「理事、監事を選出する団体等」に記載した団体から推薦された者の中から、理事会で推薦して、総会の承認を得る。
- 4 「理事・監事を選出する団体等」から推薦された理事・監事について、期の途中にその推薦団体等から変更の申し出があった場合、会長が承認すれば変更することができる。
- 5 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠及び期の途中に選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職 務)

第6条 会長は、協会の会務を総理し、協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、協会に関する事項を審議し執行する。
- 4 監事は、協会の会計を監査する。

(顧問)

第7条 協会に、目的達成に必要な助言及び協力を得るため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて会議に参加し、意見を述べることができる。

(会議)

第8条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が召集し、議長となる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第9条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

- 3 総会において審議する事項は、次の通りとする。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 会則の制定及び改正
- (4) 役員承認
- (5) 協会運営に関する重要事項

4 総会の議決を要するものであっても、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により総会に付議することができないときは、理事会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。

5 会長は、前項の規定により議決した事項については、次期総会において報告しなければならない。

(理事会)

第10条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事で構成する。

- 2 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決された事項の執行に関すること
- (3) その他、会長が必要と認める事項

(事務局)

第11条 協会の事務を処理するため、さくら市氏家1857番地、eプラザ壱番館内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局員を置くことができる。

3 事務局長は、事務局の事務を統括し事務局員を指揮監督する。事務局員は事務に従事する。

4 事務局長及び事務局員の任命・解職は会長が行う。

(国際交流推進委員)

第12条 協会の業務を円滑に運営させるとともに、さらに発展させるため、国際交流推進委員を置くことができる。

(経費)

第13条 協会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第14条 協会の会員は、次の会費を納入するものとする。

(1) 法人 1口 年額 5,000円

(2) 団体 1口 年額 3,000円

(3) 個人 1口 年額 1,000円

(会計年度)

第15条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(旅費)

第16条 役員、事務局に勤務する者及び国際交流推進委員が協会の用務のために旅行する場合は、当該者に対し、旅費を支給する。

2 前項に規定する支給については、さくら市職員の旅費に関する条例(平成20年さくら市条例第12号)によるさくら市職員等に対する旅費の支給の例による。

(決裁権限)

第17条 事業を円滑に運営するため「決裁規定」を別に定める。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成17年8月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度に限り第5条第2項中「理事会」とあるのは「さくら市国際交流協会設立準備委員会」とする。
- 3 平成17年度に限り第4条及び第13条の規定は適用しないものとし、平成16年度旧氏家町国際交流協会及び旧喜連川町国際交流協会会員をもって平成17年度の本協会の会員とする。
- 4 平成17年度に限り第14条の規定中「毎年4月1日」とあるのは「平成17年8月25日」とする。

(一部改正)

- 5 この規約は、平成19年6月20日一部改正する。
- 6 この規約は、平成20年7月29日一部改正する。
- 7 この規約は、平成22年5月18日一部改正する。
- 8 この規約は、平成25年5月 8日一部改正する。
- 9 この規約は、平成26年5月 9日一部改正する。
- 10 この規定は、平成27年5月11日一部改正する。
- 11 この規定は、平成28年5月10日一部改正する。

理事、監事を選出する団体等

1	氏家観光協会
2	氏家商工会
3	氏家ライオンズクラブ
4	氏家ロータリークラブ
5	寛方・タゴール会
6	喜連川観光協会
7	喜連川商工会
8	喜連川日中友好協会
9	さくら国際フレンドシップクラブ
10	さくら市教育委員会
11	さくら市区長会
12	さくら市体育協会
13	さくら市地域婦人会
14	さくら市立氏家中学校
15	さくら市立喜連川中学校
16	さくら市立小中学校長会
17	市民活動応援隊
18	ミュージアム友の会

以上18団体等